



平成30年1月15日

各 位

会 社 名 ニッケ（日本毛織株式会社）
代表者名 代表取締役社長 富田 一 弥
（コード番号 3201 東証第一部）
本社所在地 大阪市中央区瓦町3丁目3番10号
問い合わせ先 総務法務広報室長 國 枝 康 雄
（TEL.06-6205-6601）

子会社に対する公正取引委員会からの排除措置命令について

当社の連結子会社であるニッケ商事株式会社は、平成28年9月に、西日本旅客鉄道株式会社において使用する制服の販売に関し独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受け、同委員会による調査に全面的に協力してまいりました。

このたび、1月12日付で同委員会より下記のとおり排除措置命令を受けましたので、お知らせいたします。

株主の皆様、お客様をはじめ関係者の皆様には、多大なご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

当社グループとしましては、この度の命令を厳粛に受け止め、コンプライアンス体制の一層の強化と再発防止策の徹底を図り、信頼の回復に努めてまいります。

記

1. 命令を受けた子会社の名称等

- (1) 商号 ニッケ商事株式会社
- (2) 本店所在地 大阪市中央区瓦町3丁目3-10(ニッケビル3F)
- (3) 代表者 代表取締役社長 石井徹男

2. 排除措置命令の概要

ニッケ商事株式会社は、JR西日本向け制服にかかる違反行為を取りやめていることを確認するとともに、今後他の事業者と共同せず自主的に受注活動を行うこと、並びにこれに基づき採った措置を西日本旅客鉄道株式会社およびジェイアール西日本商事株式会社に通知し、かつ自社従業員に周知徹底することを命じられました。

3. 業績に与える影響

本件による連結業績予想への影響はありません。

以 上